

分区内で認められる構築物の用途

※下表は「石川県が管理する港湾の臨海地区内」の分区における構築物の規制に関する条例別表の概要を示したものです。

用途	構築物	クルーズ港区	漁港区	商港区	工業港区	
港湾施設 (港湾法第2条第5項)	(2) 外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、開門、護岸、堤防、突堤、胸壁	○	○	○	○
	(3) 係留施設	岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮桟橋、物揚場、船揚場	○	○	○	○
	(4) 港湾交通施設	道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河、ヘリポート	○	○	○	○
	(5) 航行補助施設	航路標識並びに船舶の出入港のための信号施設、照明施設、港務通信施設	○	○	○	○
	(6) 荷さばき施設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地、上屋	○		○	○
	(7) 旅客施設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所	○		○	
	(8) 保管施設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場	○		○	○
		危険物置場、貯油施設、セメントサイロ	○			○
	(8-2) 船舶役務用施設	船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設、船舶修理施設並びに船舶保管施設	○		○	○
	(8-3) 港湾情報提供施設	案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設	○	○	○	○
	(9) 港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設	○	○	○	○
	(9-2) 廃棄物処理施設	廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設、廃油処理施設、その他の廃棄物の処理のための施設	○	○	○	○
	(9-3) 港湾環境整備施設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所 その他の港湾の環境の整備のための施設	○	○	○	○
	(10) 港湾厚生施設	船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所 その他の福利厚生施設	○	○	○	○
	(10-2) 港湾管理施設	港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫 その他の港湾の管理のための施設	○	○	○	○
(12) 移動式施設	移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設	○		○	○	
事務所	海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、運送取次事業、貿易関連業の事務所			○		
	旅客船又は港湾の旅客に関連する海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、運送取次事業、貿易関連業、自動車賃貸業、観光業の事務所	○				
	工場の事務所				○	
	漁業を行う法人、漁業協同組合の事務所		○			
流通業務施設	トラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設			○		
	荷さばき施設又は保管施設に付属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの付帯施設			○		
工場	原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びこれに附属する研究施設				○	
情報処理施設、電気通信施設 ※工業港区においては工場に付属するもの				○	○	

認められる構築物の用途

ただし、上記以外のものでも知事が公益上その他特別な事情によりやむを得ないと認めた場合など、許可される場合もあります。

用途	構築物	クルーズ港区	漁港区	商港区	工業港区
便益施設	店舗		○		
		(店舗のうち) 主として水産物を販売するもの	○	○	
		(店舗のうち) 日用品の販売を目的とするもの	○		○※
		(店舗のうち) 観光土産品の販売を目的とするもの	○		○※
	(店舗のうち) 船用品販売店	○		○	
	飲食店		○		○※
	(飲食店のうち) 主として水産物(その加工物を含む。以下同じ。)を原材料として調理し、及び提供するものに限るもの	○	○		
旅館、ホテル		○			
スポーツ及びレクリエーション施設		○			
休泊所、診療所		○	○	○	○
銀行の支店、保険業の店舗、これらの付帯施設		○		○	
会議場施設、展示施設、研修施設		○		○	
展望施設		○			
官公署	税関	○		○	○
	地方整備局、地方運輸局	○		○	○
	海上保安官署	○		○	○
	警察署	○	○	○	○
	出入国在留管理局	○		○	
	検疫所	○		○	
消防署	○	○	○	○	
漁業関連施設	漁船の燃料補給施設、給水施設及び給水施設		○		
	漁船の修理施設、造船施設及びこれらの付帯施設		○		
	魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設		○		
	冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設		○		
	製氷工場、水産物の冷凍工場及び加工工場並びにこれらの付帯施設		○		
	網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設		○		
水産物の卸売市場その他水産物の流通業務の施設		○			

建築、改築、用途変更の際は知事の許可が必要となります

※ 商港区・工業港区においては、店舗および飲食店の床面積の合計が250m²以下のものに限る